

京都府営水道水質年報

(第48集)

令和2年度

京都府営水道事務所

目 次

【第1部】概 要

I	水質検査計画の概要	1
II	検査試料採取地点	3
III	浄水処理状況の概要	4
IV	水質検査結果の概要	6

【第2部】検査方法及び基準値等

I	水質基準項目	13
II	水質管理目標設定項目	14
III	農薬類（水質管理目標設定項目15）	15
IV	その他の項目	17
V	委託検査項目	17

【第3部】定期水質検査結果

<宇治浄水場>

I	毎日検査結果	18
II	基準項目検査結果	20
III	管理目標設定項目検査結果	26
IV	農薬類検査結果	30
V	生物検査結果	34

<木津浄水場>

I	毎日検査結果	36
II	基準項目検査結果	38
III	管理目標設定項目検査結果	44
IV	農薬類検査結果	49
V	生物検査結果	53

<乙訓浄水場>

I	毎日検査結果	55
II	基準項目検査結果	57
III	管理目標設定項目検査結果	62
IV	農薬類検査結果	66
V	生物検査結果	70

<久御山広域ポンプ場>

I	基準項目検査結果	72
II	管理目標設定項目検査結果	73

【第4部】水源調査結果

I	水源調査	74
II	水源調査結果の経年変化（年平均値）	78

【第5部】その他の検査結果

I	特殊項目検査結果	81
II	カビ臭の状況	83
III	浄水の放射性物質検査結果	85
IV	場外排水検査結果	86
V	水道用薬品の評価項目検査結果	87

第 1 部

【概 要】

I 水質検査計画の概要

II 検査試料採取地点

III 净水処理状況の概要

IV 水質検査結果の概要

I 水質検査計画の概要

(令和2年度)

検査分類		検査項目	頻度	対象	試料											
	毎日検査	①水温 ②濁度 ③色度 ④残留塩素(残塩) ⑤pH値 ⑥味 ⑦臭気	1/日	宇治 木津 乙訓 浄水場 ポンプ場 分水点		採水場所	項目	計	備考							
		※臭気については、毎日検査に追加して 検査を実施(宇治、木津、乙訓浄水場、+3回/日)				原水	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	3項目								
						着水(薬注後)	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	3項目	木津は④を除く							
						沈殿水	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	4項目								
						ろ過水	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	4項目								
						浄水	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	6項目								
						分水点水	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	3項目	自動計測							
						分水点水(3地点) : 久御山1、八幡2、大山崎1										
定期検査	毎月検査	○ 水質基準項目 <省令毎月> ①一般細菌、大腸菌 ②TOC(有機物)、pH、臭気、濁度、色度 ③かび臭(ジエオスキン、2-メチルイソボルネオール(2-MIB)) ④味 ⑤塩化物イオン	11項目				<水質基準項目>									
		⑥トリハロメタン類 ⑦クロロホルム、ジブロモクロロメタン 総トリハロメタン プロモジクロロメタン、プロモホルム	5項目	1/月	マンガン 6~11月		採水場所	基準	計	備考						
		⑧アルミニウム及びその化合物 ⑨アルミニウム(Al)	1項目	かび臭 4~12月	宇治 木津 乙訓 浄水場 ポンプ場 分水点		原水	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	16項目	宇治(17項目)						
		⑩マンガン(Mn)	1項目				沈殿水	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	7項目	宇治(8項目)						
		○ 水質管理目標設定項目 ⑪農薬類(107)(使用時期) ⑫残塩 ⑬TOC、濁度、pH値 ⑭Al ⑮Mn ※ ⑪、⑫、⑯は、水質基準項目の毎月検査で実施	7項目	農薬 4~8月			ろ過水	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	7項目	宇治(8項目)						
		○ その他項目 ⑯電気伝導率 ⑰アルカリ度 ⑱アンモニア態窒素 ⑲紫外線吸光度	4項目				オゾン水	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	5項目	宇治(6項目)						
四季検査	四季検査	○ 水質基準項目 (毎月検査項目を含む)	51項目				活性炭水	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	5項目	宇治(6項目)						
		○ 水質管理目標設定項目 (毎月検査項目を含む)	25項目	4/年	宇治 木津 乙訓 浄水場 ポンプ場 分水点		浄水	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	17項目	宇治(18項目)						
							ポンプ場送水	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	17項目							
							代表確認分水	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	17項目							
							確認分水	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	13項目							
							<水質管理目標設定項目・その他項目>									
生物検査	生物検査	○ かび臭原因生物 アナベナ フォルミジウム オシラトリア	51項目				採水場所	目標	その他	計						
		○ プランクトン、原虫の同定 (水道障害生物)	25項目	4/年			原水	⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯	10項目							
	クリプト スピリチューム等 検査	①クリプトスピリチューム ②ジアルジア ③嫌気性芽胞菌	①・②・③ 4/年	宇治 木津 乙訓 浄水場			沈殿水	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰	8項目							
							ろ過水	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰	7項目							
							オゾン水	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰	6項目							
							活性炭水	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰	7項目							
							浄水	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰	9項目							
							ポンプ場送水	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰	7項目							
							代表確認分水	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰	7項目							
							確認分水	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰	6項目							
							※毎月検査に加えて実施									
							代表確認分水(3地点) : 久御山1、八幡2、大山崎1 確認分水(6地点) : 城陽1、京田辺1、精華2、木津川2、向日1、長岡京1									

(注) 分水点名称の略記:

城陽第1分水点(城陽1) 久御山第1分水点(久御山1)
精華第2分水点(精華2) 木津川第2分水点(木津川2)
向日第1分水点(向日1) 長岡京第1分水点(長岡京1)
久御山広域ポンプ場配水池(ポンプ場)

京田辺第1分水点(京田辺1) 八幡第2分水点(八幡2)
大山崎第1分水点(大山崎1)

(令和2年度)

検査分類	検査項目	頻度	対象	試料																
水源調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基準項目 <ul style="list-style-type: none"> ①濁度 ②色度 ③pH値 ④T O C ⑤蒸発残り物 ⑥硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ⑦臭気 ⑧ジエオスミン ⑨2-メチルインボルネオール(2-MIB) ○ 独自項目 <ul style="list-style-type: none"> ①電気伝導率 ②紫外線吸光度 ④アンモニア態窒素 ④総窒素(T-N) ⑤総りん(T-P) ○ 生物 <ul style="list-style-type: none"> ①カビ臭原因生物(天ヶ瀬ダム、高山ダム、日吉ダム) 	<p>9項目</p> <p>5項目</p> <p>1項目</p>	4/年	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>採水場所</th> <th>基準</th> <th>独自</th> <th>生物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇治川本川(3箇所)</td> <td>洗堰 大峰橋 天ヶ瀬ダム(取水口)</td> <td>9項目 9項目 9項目</td> <td>5項目 5項目 5項目</td> </tr> <tr> <td>木津川本川(4箇所)</td> <td>笠瀬橋 高山ダム 恭仁大橋 取水口</td> <td>9項目 9項目 9項目 9項目</td> <td>5項目 5項目 5項目 5項目</td> </tr> <tr> <td>桂川本川(3箇所) 水源ダム(1箇所)</td> <td>日吉ダム 大堰橋 保津小橋 乙訓浄水場原水</td> <td>9項目 9項目 9項目 9項目</td> <td>5項目 5項目 5項目 5項目</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ジエオスミン、2-MIB及び生物は3回/年</p>	採水場所	基準	独自	生物	宇治川本川(3箇所)	洗堰 大峰橋 天ヶ瀬ダム(取水口)	9項目 9項目 9項目	5項目 5項目 5項目	木津川本川(4箇所)	笠瀬橋 高山ダム 恭仁大橋 取水口	9項目 9項目 9項目 9項目	5項目 5項目 5項目 5項目	桂川本川(3箇所) 水源ダム(1箇所)	日吉ダム 大堰橋 保津小橋 乙訓浄水場原水	9項目 9項目 9項目 9項目	5項目 5項目 5項目 5項目
採水場所	基準	独自	生物																	
宇治川本川(3箇所)	洗堰 大峰橋 天ヶ瀬ダム(取水口)	9項目 9項目 9項目	5項目 5項目 5項目																	
木津川本川(4箇所)	笠瀬橋 高山ダム 恭仁大橋 取水口	9項目 9項目 9項目 9項目	5項目 5項目 5項目 5項目																	
桂川本川(3箇所) 水源ダム(1箇所)	日吉ダム 大堰橋 保津小橋 乙訓浄水場原水	9項目 9項目 9項目 9項目	5項目 5項目 5項目 5項目																	
特殊項目検査	ダイオキシン類検査	ダイオキシン類について実施	1/年	宇治 木津 乙訓 浄水場																
	ミクロキスティン検査	アオコ毒素(ミクロキスチン-LR)について実施	1/年	同上																
	未規制化学物質検査	要検討項目の内、府内河川で過去検出頻度が高かった物質(アリニン及びニトリロ三酢酸)について実施	1/年	同上																
その他	放射性物質検査	東日本大震災(平成23年3月11日)による東京電力福島第1原子力発電所事故の影響により、放射性物質の測定を実施。 ① 放射性セシウム134 ② 放射性セシウム137 ③ 放射性ヨウ素131	1/月	宇治 木津 乙訓 浄水場																
の 検 査	場外排水検査	①大腸菌群数 ②pH値 ③BOD ④T-N ⑤T-P ⑥COD ⑦浮遊物質量 ⑧溶解性鉄 ⑨溶解性マンガン	2/年	宇治 木津 浄水場																
	浄水薬品検査	○ 精密検査	37項目	1/年	薬品名: ①次亜塩素酸ナトリウム ②PAC(ポリ塩化アルミニウム) ③粉末活性炭															

(注)分水点名称の略記:

城陽第1分水点(城陽1)

久御山第1分水点(久御山1)

精華第2分水点(精華2)

木津川第2分水点(木津川2)

向日第1分水点(向日1)

長岡京第1分水点(長岡京1)

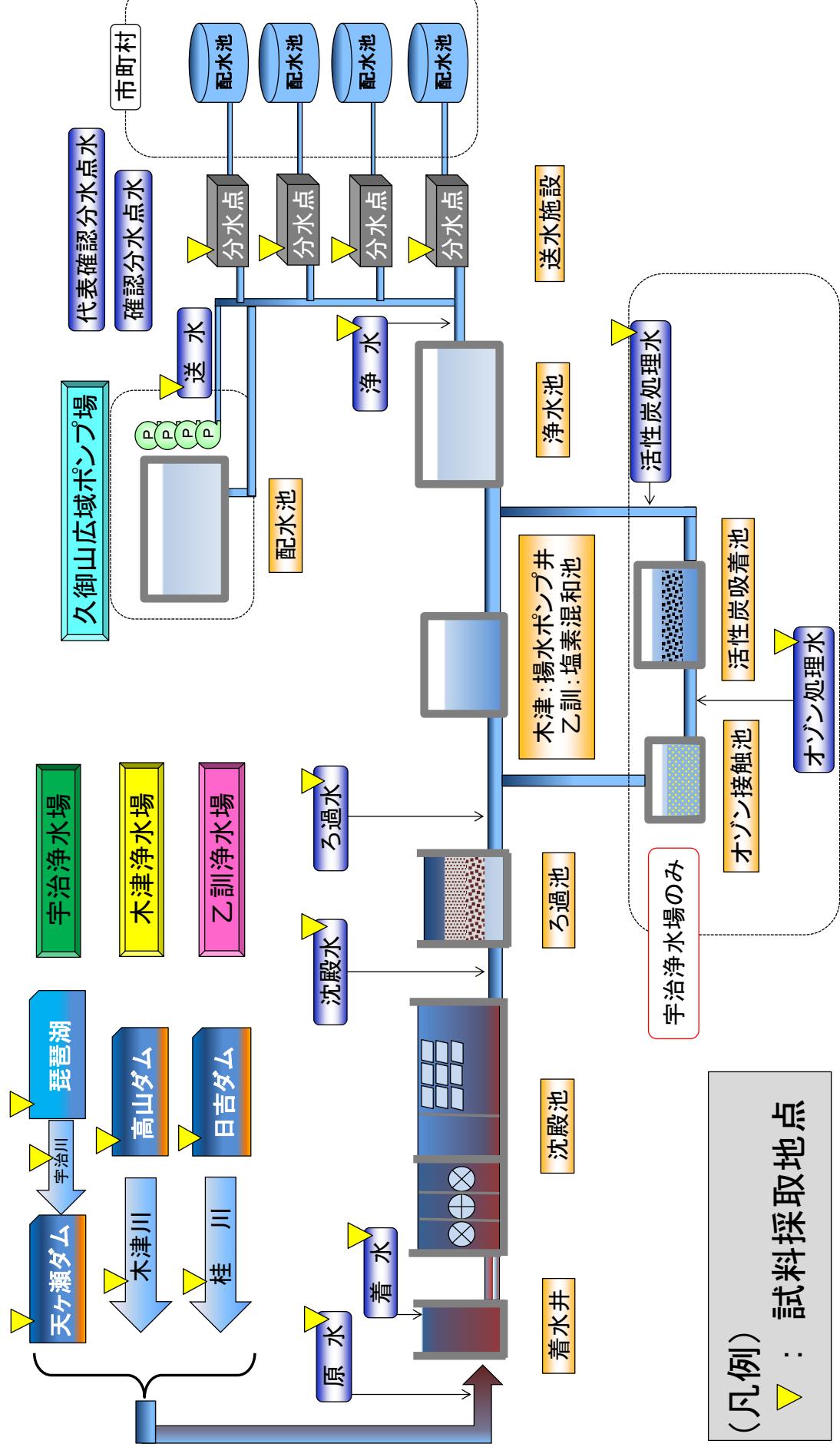
久御山広域ポンプ場配水池(ポンプ場)

京田辺第1分水点(京田辺1)

大山崎第1分水点(大山崎1)

八幡第2分水点(八幡2)

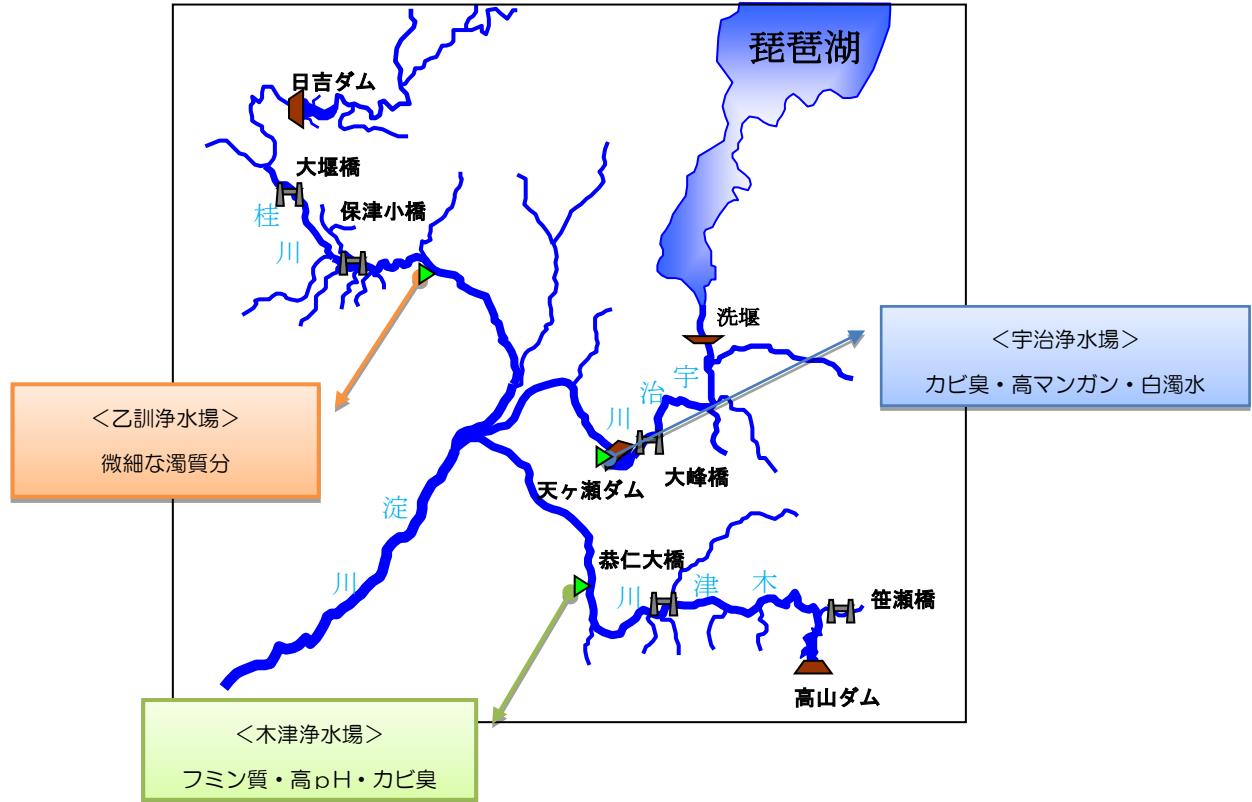
II 検査試料採取地点



III 净水処理状況の概要

1 原水水质について

府営水道の宇治浄水場、木津浄水場及び乙訓浄水場は、異なる3河川から取水していることから、原水水质については、それぞれ特徴を有しています。

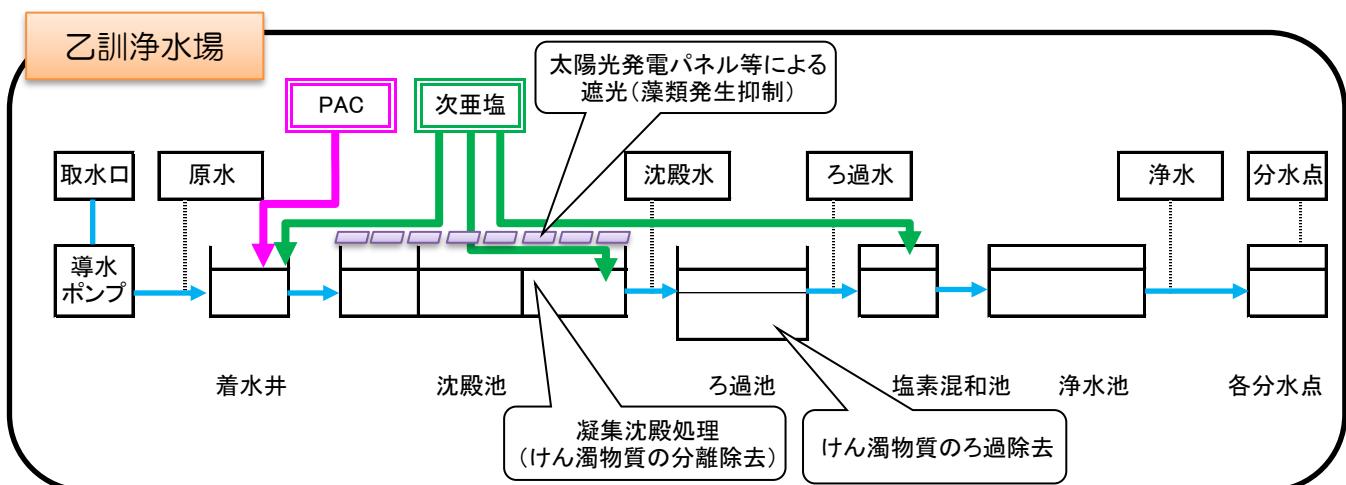
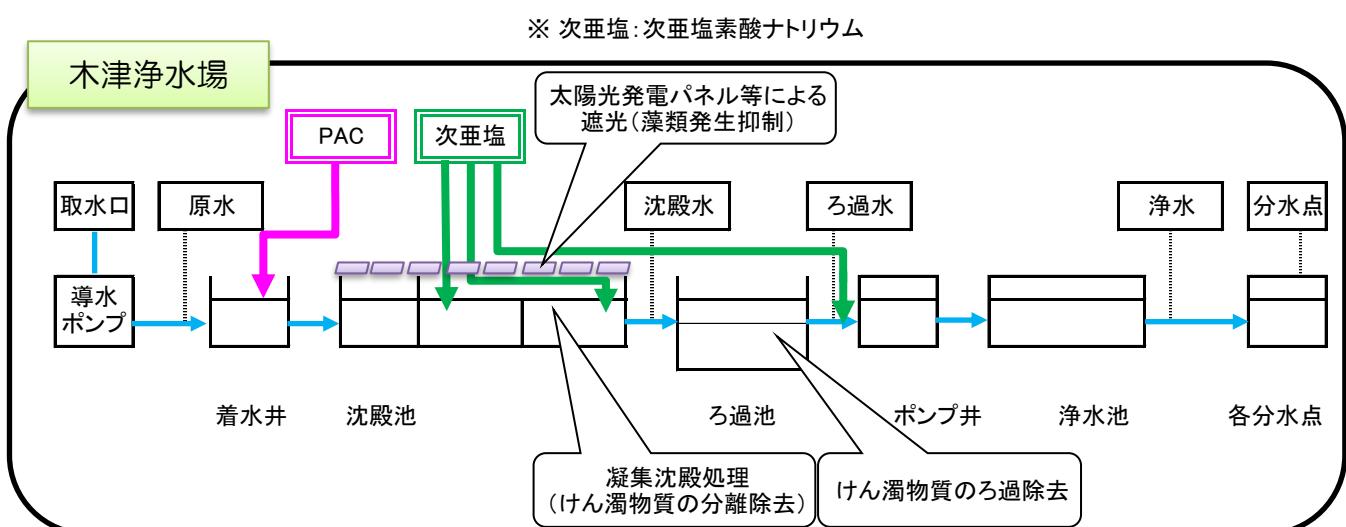
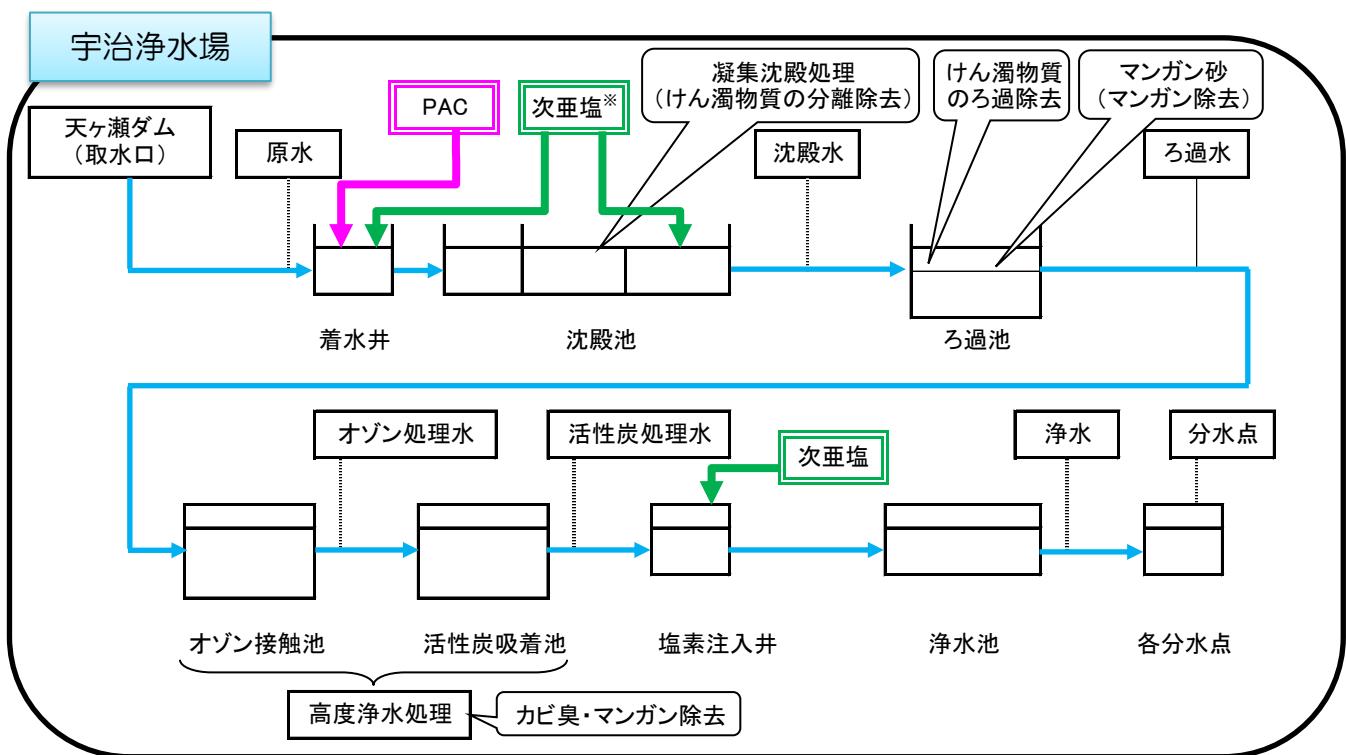


2 各浄水場の概要

淨水場の名称	宇治浄水場		木津浄水場	乙訓浄水場
淨水場の所在地	宇治市宇治下居		木津川市吐師医王寺	京都市西京区御陵大原
水源の種別	ダム湖水 (天ヶ瀬ダム) (宇治川)	表流水 (木津川)	表流水 (桂川)	
一日最大給水量 【一日最大取水量】	72,000m ³ /日 【0.90m ³ /秒】	48,000m ³ /日 【0.60m ³ /秒】	46,000m ³ /日 【0.575m ³ /秒】	
令和2年度 送水量実績	日最大 56,050m ³ /日	38,599m ³ /日	31,870m ³ /日	
給水対象団体	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市（旧木津町区域）、大山崎町、久御山町、精華町			

3 各浄水場の浄水処理の概要

浄水処理方法としては、各浄水場とも凝集沈殿と急速ろ過の組み合わせを基本としながら、それぞれの原水水質に応じた運転を行っています。



IV 水質検査結果の概要

1 定期水質検査結果

各浄水場とも、浄水(供給水)における水質基準項目の検査結果の最大値は全て水質基準値を満足し、安全な水を供給することができました。

主な水質基準項目についての年間平均値の変化は下表のとおりであり、原水中の濃度が比較的高い項目についても浄水処理によって低減され、各浄水場とも年間を通して安定した水質が維持できました。

表1-1、1-2及び1-3には、各浄水場浄水の年間平均値を水質基準値との比率で示しました。消毒副生成物に関しては、総トリハロメタンが3浄水場ともに基準値の約20%でした。また、ハロ酢酸類のうちトリクロロ酢酸及びジクロロ酢酸は乙訓浄水場において基準値の17%、ジクロロ酢酸は木津浄水場において基準値の10%でした。

なお、かび臭物質の処理については、宇治浄水場では高度処理により、また、木津浄水場及び乙訓浄水場においては必要に応じ粉末活性炭吸着処理により除去を行っています。

表 主な水質基準項目の浄水処理による変化 (年間平均値)

	水質基準項目	水質基準値	単位	宇治浄水場		木津浄水場		乙訓浄水場	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
病原生物による汚染の指標	一般細菌	1ml 中 100 集落数以下	集落数 /mL	120	0	2000	0	930	0
	大腸菌	検出され ないこと	MPN/ 100mL	16	検出されず	120	検出されず	170	検出されず
無機質金属類	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10 以下	mg/L	0.3	0.3	0.9	0.9	0.6	0.6
	フッ素及び その化合物	0.8 以下	mg/L	0.11	0.10	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
	アルミニウム 及びその化合物	0.2 以下	mg/L	0.07	0.02 未満	0.15	0.02	0.14	0.03
	鉄及び その化合物	0.3 以下	mg/L	0.11	0.03 未満	0.32	0.03 未満	0.18	0.03 未満
	マンガン 及びその化合物	0.05 以下	mg/L	0.041	0.005 未満	0.026	0.005 未満	0.023	0.005 未満
かび臭	ジエオスミン	0.00001 以下	mg/L	0.000004	0.000001 未満	0.000002	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
	2-MIB	0.00001 以下	mg/L	0.000002	0.000001 未満	0.000001	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満

表1-1 水道水の水質 (令和2年度 宇治浄水場浄水の平均値)

番号	項目	基準値(mg/L)	測定値	水質基準値以下であれば安全です(基準値に対する測定値の比率)				
				20%	40%	60%	80%	100%
1	一般細菌	1ml中100集落数以下	0					
2	大腸菌	検出されないこと	(一)					
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満					
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満					
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	0.002未満					
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.3	■				
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.10	■■				
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満					
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満					
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満					
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満					
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満					
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満					
21	塩素酸	0.6以下	0.09	■■■				
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満					
23	クロロホルム	0.06以下	0.010	■■■				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満					
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.004	■				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満					
27	トリハロメタン	0.1以下	0.023	■■■■				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満					
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.007	■■■■				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満					
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満					
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満					
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満					
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	10	■				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満					
38	塩化物イオン	200以下	13	■				
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	38	■■				
40	蒸発残留物	500以下	81	■■■■				
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満					
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満					
43	2-MIB	0.00001以下	0.000001未満					
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満					
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満					
46	有機物等(TOC)	3以下	0.7	■■■				
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.17					
48	味	異常でないこと	異常なし					
49	臭気	異常でないこと	異常なし					
50	色度	5度以下	0.5未満					
51	濁度	2度以下	0.1未満					

水質基準値

表1-2 水道水の水質 (令和2年度 木津浄水場浄水の平均値)

番号	項目	基準値(mg/L)	測定値	水質基準値以下であれば安全です(基準値に対する測定値の比率)				
				20%	40%	60%	80%	100%
1	一般細菌	1ml中100集落数以下	0					
2	大腸菌	検出されないこと	(一)					
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満					
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満					
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	0.002未満					
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満					
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01以下	0.001未満					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.9	■				
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満					
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満					
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満					
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満					
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満					
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満					
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満					
21	塩素酸	0.6以下	0.06未満					
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満					
23	クロロホルム	0.06以下	0.006	■				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003	■				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.003	■				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満					
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.017	■				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満					
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.007	■				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満					
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満					
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02	■				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満					
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.2	■				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満					
38	塩化物イオン	200以下	13	■				
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	34	■				
40	蒸発残留物	500以下	86	■				
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満					
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満					
43	2-MIB	0.00001以下	0.000001未満					
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満					
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満					
46	有機物等(TOC)	3以下	1.0	■				
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.23					
48	味	異常でないこと	異常なし					
49	臭気	異常でないこと	異常なし					
50	色度	5度以下	0.5未満					
51	濁度	2度以下	0.1未満					

水質基準値

表1-3 水道水の水質 (令和2年度 乙訓浄水場浄水の平均値)

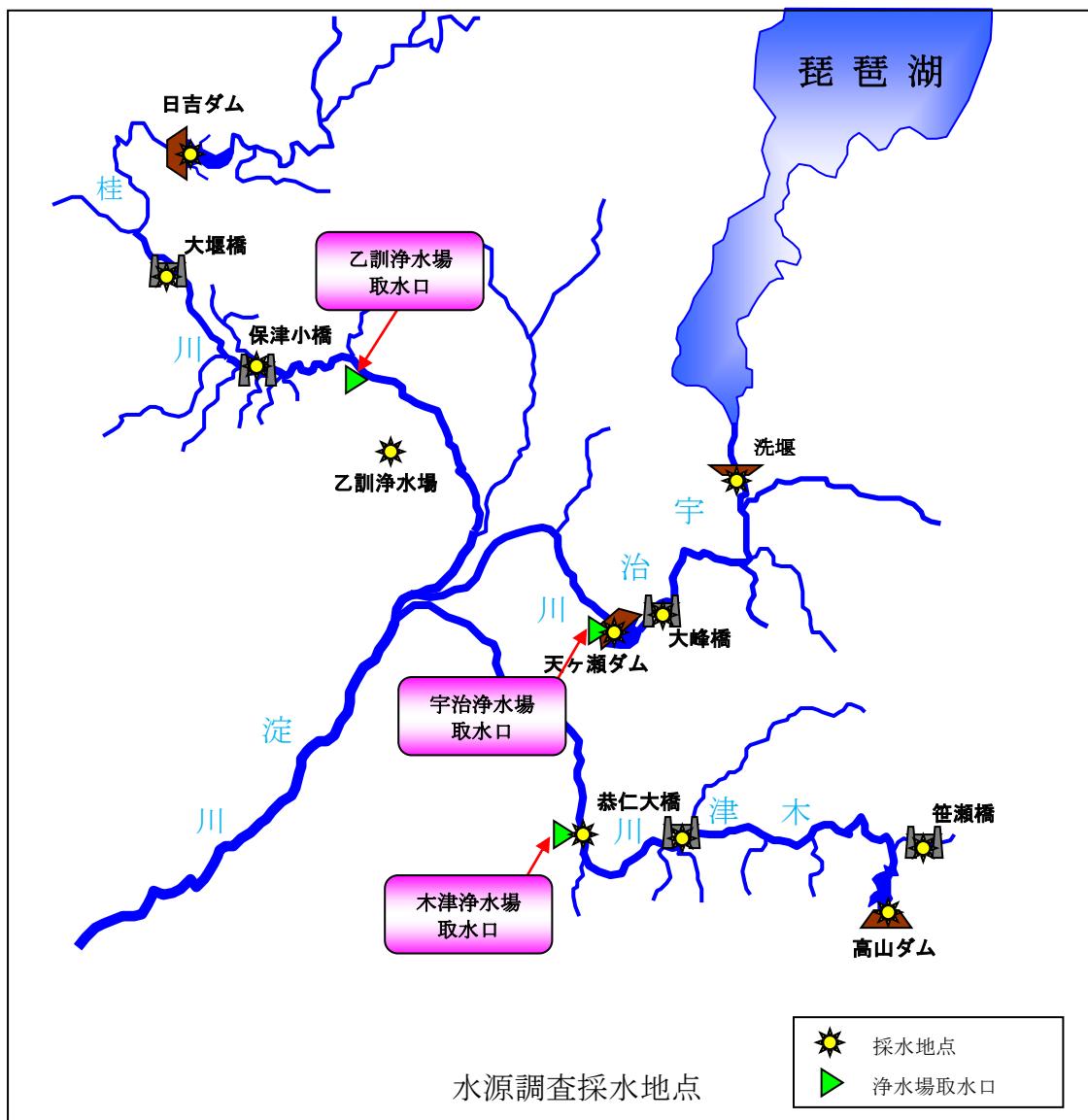
番号	項目	基準値(mg/L)	測定値	水質基準値以下であれば安全です(基準値に対する測定値の比率)				
				20%	40%	60%	80%	100%
1	一般細菌	1ml中100集落数以下	0					
2	大腸菌	検出されないこと	(一)					
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満					
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満					
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満					
8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	0.002未満					
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満					
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01以下	0.001未満					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.6	■				
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満					
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満					
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満					
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満					
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満					
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満					
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満					
21	塩素酸	0.6以下	0.06	■				
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満					
23	クロロホルム	0.06以下	0.011	■■				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.005	■■				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未満					
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満					
27	トリハロメタン	0.1以下	0.018	■■				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.005	■■				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.005	■■				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満					
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満					
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.03	■■				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満					
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満					
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.3	■				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満					
38	塩化物イオン	200以下	10	■				
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	36	■■				
40	蒸発残留物	500以下	79	■■				
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満					
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満					
43	2-MIB	0.00001以下	0.000001未満					
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満					
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満					
46	有機物等(TOC)	3以下	0.6	■■				
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.36					
48	味	異常でないこと	異常なし					
49	臭気	異常でないこと	異常なし					
50	色度	5度以下	0.5未満					
51	濁度	2度以下	0.1未満					

水質基準値

2 水源調査結果

各浄水場の水源の水質の概要を把握するために、下図に示した調査地点において基本的な水質基準項目（硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、有機物等）に加えて電気伝導率、紫外線吸光度の他に富栄養化の指標である総窒素、総りん等の検査を概ね3ヶ月に1回行いました。

その結果、各調査地点における総窒素、総りん等について、過去5年の年平均値と比較して大きな変化はなく、各項目ともほぼ横ばいの状況で推移しています。



3 その他の検査結果

(1) 特殊項目検査結果

ア ダイオキシン類検査結果（ダイオキシン、ジベンゾフラン、コプラナPCB）

各浄水場の原水及び浄水の検査を年1回行いました。

各浄水場の浄水は、水道水質管理上注意すべき項目である要検討項目の目標値（1 pg-TEQ/L）の1／100未満と十分に低く、問題はありませんでした。

各浄水場の原水についても例年と同程度の濃度であり、問題ありませんでした。

イ ミクロキスティン検査結果

各浄水場の原水及び浄水の検査を年1回行ったところ、いずれも定量下限値未満でした。

ウ 未規制化学物質検査結果

平成24年3月に要検討項目に追加された項目のうち京都府内の河川において過去に検出されているアニリン及びニトリロ三酢酸について、平成30年度から引き続き、各浄水場の原水及び浄水の検査を年1回行いました。結果については、いずれの物質も各浄水場の浄水は定量下限値未満でした。

エ クリプトスボリジウム及びジアルジア検査結果

各浄水場の原水及び浄水の検査を年4回（4月、7月、10月、1月）行ったところ、いずれも検出されませんでした。

(2) 浄水の放射性物質検査結果

各浄水場の浄水について、平成23年8月から放射性物質（放射性セシウム134、放射性セシウム137、放射性ヨウ素131）の検査を実施しています。

平成25年1月からは、消費者庁から貸与されたNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータを用いて、月1回スクリーニング検査を実施するとともに、年4回については、京都府保健環境研究所においてゲルマニウム半導体核種分析装置による検査を実施してきました。なお、令和2年度はスクリーニング検査のみを実施しています。

検査の結果、放射性セシウム134、放射性セシウム137及び放射性ヨウ素131のいずれも検出されませんでした。

(3) 場外排水検査結果

浄水場からの排水を公共用水域へ排出している宇治及び木津浄水場について、年2回場外排水の水質検査を行ったところ、水質汚濁防止法の排水基準を十分に満たしており、問題はありませんでした。

(4) 水道用薬品の評価項目検査結果

浄水処理で使用している次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム（PAC）及び粉末活性炭について、過去の最大注入率において、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年厚生省令第15号）に定められた物質37項目について、年1回、検査を実施したところ、全ての項目において評価基準値未満であり、問題はありませんでした。

なお、使用実態のないアクリルアミドモノマー、二酸化塩素、亜塩素酸は検査項目から除いています。